

国及び独立行政法人等における環境配慮契約の 課題及び今後の対応等について

基本方針に定められた5つの契約類型ごとの環境配慮契約について、国及び独立行政法人等における締結実績に関する状況の把握・分析、及び調達担当者に対する調査等を通じ、各契約類型における課題の抽出等を実施した。

1. 電気の供給を受ける契約

国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約に係る現状、課題及び想定される対応については、以下のとおりである。

(1) 契約締結実績と評価

国及び独立行政法人等については、各機関が環境配慮契約法第8条に基づき環境配慮契約の締結実績の概要をとりまとめ・公表の上、環境大臣に報告している¹。平成20年度以降の契約類型別の締結実績等は、以下のとおりである。

① 契約件数

国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約の締結件数及び環境配慮契約の締結件数の推移は、表1のとおりである。総契約件数（環境配慮契約が不可能な場合²を含む）に占める環境配慮契約の締結件数の割合は、平成20年度の45.4%から平成23年度の32.4%へと年々減少している（ただし、平成20年度については、脚注1に記載した理由により、実績が把握できない場合があるため参考値である）。

② 契約電力量

平成22年度の実績調査から、総使用電力量を把握している。

平成22年度においては、総使用電力量10,652百万kWhのうち、環境配慮契約が

¹ 締結実績は法施行時期等の関係で平成20年度以降順次概要がとりまとめられている。ただし、環境配慮契約法は、平成19年11月22日施行のため、平成19年度の締結実績については一部省庁等で試験的に把握したのみである。また、例えば平成20年度の電気の供給を受ける契約については19年度中に契約を締結する施設も多くあり、実績として把握できない場合がある。

² 次のいずれかに該当する場合に環境配慮契約が不可能であったとしている。

- ①50kW未満の契約
- ②賃貸ビル等に入居しており、電力会社と直接契約していない
- ③電力供給会社が3者に満たない
- ④長期契約期間中（2年目以降）である
- ⑤不落随意契約

不可能であった場合が 4,468 百万 kWh(総使用電力量に占める割合 41.9%)であり、入札が可能であった 6,184 百万 kWh のうち 1,002 百万 kWh(入札が可能であった電力量に占める割合 16.2%) が未実施であった。

平成 23 年度においては、総使用電力量 9,833 百万 kWh のうち、環境配慮契約が不可能であった場合が 4,742 百万 kWh(総使用電力量に占める割合 48.2%)であり、入札が可能であった 5,091 百万 kWh のうち 1,101 百万 kWh(入札が可能であった電力量に占める割合 21.6%) が未実施であった。

上記のとおり、環境配慮契約による入札が可能であった電力量に占める環境配慮契約の実施割合は、平成 22 年度、23 年度ともに 8 割程度であり、電力量ベースで見ると、国及び独立行政法人等の電気の供給を受ける契約における環境配慮契約は概ね取り組まれている状況にあると考えられる。

表1 電気の供給を受ける契約の締結実績（契約件数）

区 分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	総契約件数	2,539	4,506	5,059	4,539
	うち環境配慮契約件数	1,391	1,798	1,865	1,657
	環境配慮契約割合	54.8%	39.9%	36.9%	36.5%
独立行政法人等	総契約件数	864	986	1,501	1,646
	うち環境配慮契約件数	153	293	368	350
	環境配慮契約割合	17.7%	29.7%	24.5%	21.3%
合計	総契約件数	3,403	5,492	6,560	6,185
	うち環境配慮契約件数	1,544	2,091	2,233	2,007
	環境配慮契約割合	45.4%	38.1%	34.0%	32.4%

表2 電気の供給を受ける契約の締結実績（契約電力量）

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度
国の機関	総使用電力量合計	3,230	2,877
	うち入札の実施が不可能	721	857
	総使用電力量に占める割合	22.3%	29.8%
	うち入札可能であったが未実施	232	181
	総使用電力量に占める割合	7.2%	6.3%
独立行政法人等	総使用電力量合計	7,422	6,956
	うち入札の実施が不可能	3,747	3,885
	総使用電力量に占める割合	50.5%	55.9%
	うち入札可能であったが未実施	770	921
	総使用電力量に占める割合	10.4%	13.2%
合計	総使用電力量合計	10,652	9,833
	うち入札の実施が不可能	4,468	4,742
	総使用電力量に占める割合	41.9%	48.2%
	うち入札可能であったが未実施	1,002	1,101
	総使用電力量に占める割合	9.4%	11.2%

(電力量の単位：百万kWh)

(2) 環境配慮契約が困難な理由

上記(1)のとおり、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組は、概ね行われているものと考えられる。しかし、一部実施されていない機関もあることから、使用電力量の多い施設を有する代表的な国の機関、独立行政法人、国立大学法人等であって、環境配慮契約の実施割合が相対的に低い機関を調査対象として選定し、環境配慮契約が困難である理由等に関する調査を実施した。その結果、以下の理由があげられた。

- 対象施設の負荷率³が高い場合に新電力が入札に参加しない(事前の打診に対し辞退を表明等)
- 対象施設について新電力から「供給規模が合わない」「安定した供給が困難」等の回答があり入札に付すことが困難(さらに東日本大震災以降入札参加を見送る事業者が増加)
- 年間を通じて安定供給可能な事業者が一般電気事業者に限られる
- 特別な契約により安価に電気の供給を受けることができること(大学等)
- 対象施設は新築又は大規模な改築を行った直後であり、使用電力の実績等が把握できていないこと(実績の把握後は入札への移行を検討)

(3) 課題と方策

電気の供給を受ける契約においては、全般的には環境配慮契約が実施されているものと評価できる。ただし、負荷率の高い施設においては新電力の入札不参加、大規模な施設においては安定供給可能な事業者に限られるといった課題があり、また、特別契約による安価な供給等の理由のため、環境配慮契約が実施されていない場合がみられる。他方、環境配慮契約の実施状況が総体的に低い機関においても、安定供給やコスト面の課題が解決されれば、環境配慮契約を実施する可能性があるとしていることから、今後の状況次第では環境配慮契約の進展が見込めるものと考えられる。

しかし、東日本大震災以降、電力の需給逼迫を背景に、入札参加事業者が減少しており、現段階では環境配慮契約の実施に当たっての障害として徐々に顕在化している。このため、現段階において環境配慮契約を実施している機関は、引き続き環境配慮契約の取組を進めることが必要である。

2. 自動車の購入等に係る契約

国及び独立行政法人等における自動車の購入等に係る契約の現状、課題及び今後想定される対応については、以下のとおりである。

³ 負荷率=実際の使用電力量/契約電力を24時間365日使い続けた際の電力量×100

出典：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課「電力小売市場の自由化について」(平成24年3月)

(1) 契約締結実績と評価

平成 20 年度以降の契約類型別の締結実績等は、以下のとおりである。

① 自動車の購入

国及び独立行政法人等の自動車の購入台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による購入台数の推移は、表 3 のとおりである。総購入台数に占める環境配慮契約の実施の割合は、平成 20 年度は 27.1%と低い状況⁴であったが、平成 21 年度以降は毎年度 8 割を超えており、自動車の購入に係る契約において総合評価落札方式が広く採用されている状況にある。

表 3 自動車の購入に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	自動車の購入台数	4,240台	4,159台	1,425台	1,091台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,126台	3,676台	1,340台	957台
	総合評価落札方式の割合	26.6%	88.4%	94.0%	87.7%
独立行政法人等	自動車の購入台数	254台	258台	405台	757台
	うち総合評価落札方式によるもの	90台	109台	290台	601台
	総合評価落札方式の割合	35.4%	42.2%	71.6%	79.4%
合計	自動車の購入台数	4,494台	4,417台	1,830台	1,848台
	うち総合評価落札方式によるもの	1,216台	3,785台	1,630台	1,558台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	85.7%	89.1%	84.3%

注：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

② 自動車の賃貸借

平成 22 年度及び 23 年度⁵における国及び独立行政法人等の自動車の賃貸借台数及び環境配慮契約（総合評価落札方式）による賃貸借台数は、表 4 のとおりである。上記①に示したとおり、自動車の購入に係る契約においては環境配慮契約が高い割合で実施されているが、賃貸借に係る契約においては十分に実施されているとは言い難い状況⁶にある。

⁴ 平成 20 年度においては、環境配慮契約法に基づく総合評価落札方式の仕様書の作成等に時間を要し、実際の発注に間に合わなかった機関があった等の理由による。

⁵ 自動車の賃貸借における環境配慮契約は平成 21 年度から実施しているが、平成 21 年度における契約締結実績には短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）も含まれており、経年の比較が困難であることから、実績から除外している。

⁶ 契約期間が 3 年未満であって、かつ当該仕様を満たす車種間の燃費の差が小さい場合等評価に当たって環境性能がほとんど寄与しない場合は、総合評価落札方式の適用を除外している。

表4 自動車の賃貸借に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成22年度	平成23年度
国の機関	自動車の賃貸借台数	473台	311台
	うち総合評価落札方式によるもの	165台	47台
	総合評価落札方式の割合	34.9%	15.1%
独立行政法人等	自動車の賃貸借台数	556台	520台
	うち総合評価落札方式によるもの	114台	126台
	総合評価落札方式の割合	20.5%	24.2%
合計	自動車の賃貸借台数	1,029台	831台
	うち総合評価落札方式によるもの	279台	173台
	総合評価落札方式の割合	27.1%	20.8%

注1：国家公安委員会（警察庁）が調達した警察活動用車両を除く

注2：賃貸借台数から短期間のレンタル（いわゆるレンタカーの利用）は除外

（2）環境配慮契約が困難な理由

上記（1）のとおり、自動車の購入に係る契約における環境配慮契約の実施割合は、高い状況にあるが、賃貸借に係る契約は環境配慮契約の促進に向けて改善の余地があるものと考えられる。このため、国の機関に比べ、賃貸借による調達割合が高い独立行政法人、国立大学法人等であって、環境配慮契約の実施割合が相対的に低い機関を調査対象として選定し、環境配慮契約が困難である理由等に関する調査を実施した。その結果、以下の理由があげられた。

- グリーン購入法の判断の基準を満たす自動車を調達しているため環境配慮契約は実施しない
- リース契約期間が短期（1年程度が主）であるため総合評価落札方式を採用していない
- コスト低減の観点から一定の要件を満たす中古車両を含めた仕様としていることから総合評価落札方式の採用は困難

（3）課題と方策

自動車の購入等に係る契約のうち、購入に係る契約においては、総合評価落札方式が広く採用されていることから、環境配慮契約を引き続き推進することが必要である。

一方、賃貸借に係る契約については、未だ十分とはいえない状況である。しかし、上記（2）の調査の結果、環境配慮契約が困難な理由にあげられた多くの場合は、リース契約期間が短期であるため総合評価落札方式を採用しても、評価値への価格の寄与度が大きく、結果として環境性能（燃費）がほとんど反映されない事例となっている。このため、今後、賃貸借契約の契約締結実績の調査に当たっては、賃貸借期間に関する調査を併せて実施するとともに、より詳細な環境配慮契約の実施状況の把握に努め、情報提供を含めた運用の改善を図ることとする。

なお、賃貸借期間が3年程度であっても、仕様を満たす車種間の燃費の差が大きい場合には、総合評価落札方式を積極的に採用するよう広く周知していくこととする。

3. 船舶の調達に係る契約

国及び独立行政法人等における船舶の調達に係る契約の現状、課題及び今後想定される対応については、以下のとおりである。

(1) 契約締結実績と評価

船舶の調達に係る契約は、平成 22 年度より環境配慮契約法基本方針に位置づけられ、国及び独立行政法人等の船舶の調達に係る契約締結実績は、次のとおりである。

平成 22 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 3 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数 113 件のうち 9 件（8.0%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

平成 23 年度において船舶の概略設計又は基本設計に関する発注件数は 5 件であったが、環境配慮型船舶プロポーザル方式による調達は実施されなかった。また、小型船舶（推進機関のみの場合を含む）の調達総件数 160 件のうち 9 件（5.6%）が燃料消費率等の基準を定めた裾切り方式による環境配慮契約であった。

両年度ともに、多くの場合が、適用除外となる「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当するため、船舶の調達に係る契約において環境配慮契約が実施されなかった。

(2) 環境配慮契約が困難な理由

船舶の調達を行う機関は限られていることから、船舶の設計業務を発注した実績のある機関、小型船舶の調達を行った実績のある機関を調査対象として選定し、環境配慮契約が困難である理由等に関する調査を実施した。その結果、以下の理由があげられた。

- 業務・用途の必要性から他の項目が優先されている場合が多い
- 小型船舶について燃料消費率を規定することはメーカーの特定又は限定につながる可能性がある

(3) 課題と方策

船舶の調達に係る契約において環境配慮契約の適用除外となる「当該船舶の用途に照らして温室効果ガス等の排出の削減以外の項目が特に優先される」に該当する場合が多いことから、環境配慮契約の実績が必ずしもあがっていない状況にある。他方、多くの船舶の調達を行っている複数の機関から「業務・用途に影響がない範囲において可能な限り環境配慮契約を実施する」との回答を得ており、今後、更なる環境配慮契約の取組の進展が期待されるとともに、契約締結実績について注視していく。

なお、船舶の概略設計又基本設計は年間数件程度の発注であることから、今後調達事例が一定程度集まった時点において、詳細な内容の検討を行うこととする。

4. 省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約

国及び独立行政法人等における省エネルギー改修事業（ESCO 事業）に係る契約の現状、課題及び今後想定される対応については、以下のとおりである。

（１）契約締結実績と評価

国及び独立行政法人等の ESCO 事業に係る契約締結実績は、表 5 のとおりである。

フィジビリティ・スタディの実施件数は平成 20 年度には 20 件であったが、以後減少しており、平成 23 年度には 0 件となった。また、ESCO 事業の実施件数は平成 20 年度 9 件、21 年度 2 件、22 年度 4 件、23 年度 1 件であり、環境配慮契約法の施行以降の ESCO 事業は、独立行政法人及び国立大学法人において実施されているが、国の機関においては実施されていない。

表5 省エネルギー改修事業に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	フィジビリティ・スタディの実施件数	14件	2件	0件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	0件	0件	0件	0件
	ESCO事業実施件数	0件	0件	0件	0件
独立行政法人等	フィジビリティ・スタディの実施件数	6件	2件	1件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	4件	1件
合計	フィジビリティ・スタディの実施件数	20件	4件	1件	0件
	うちESCO事業導入可能性有の件数	5件	2件	1件	0件
	ESCO事業実施件数	9件	2件	4件	1件

（２）ESCO 事業が実施されない理由

① 調査結果

上記（１）のとおり、ESCO 事業の実施状況は、他の契約類型に比べ、十分とは言い難い状況にある。このため、フィジビリティ・スタディや省エネルギー診断を実施した実績のある機関、ESCO 事業の実施を検討した機関等を調査対象として選定し、ESCO 事業の実施に関する調査を実施した。その結果、以下のような事業を実施しなかった理由等があげられている⁷。

- 省エネルギー診断等の結果、ESCO 事業によるコスト削減や効果が見込まれない
- ESCO 事業を導入していないが、省エネルギー設備・機器等の導入・更新を

⁷ 例えば、環境省においては、平成 19 年度に延床面積 2,000 m²以上の 4 施設について基礎情報の収集を実施し、ESCO 事業実施の可能性について検討（2 施設は省エネ改修を実施した直後、1 施設はエネルギー使用量の大きい施設を建替予定）。その結果、平成 21 年度において実施可能性の最も高い 1 施設（生物多様性センター）においてフィジビリティ・スタディを実施したが、ESCO 事業として成立しないことから導入を見送っている。

実施している

- 年間の実験計画により、使用エネルギー量が大きく変化することから、ESCO 事業になじまない（研究機関）

また、いくつかの機関において、ESCO 事業の入札公告に対する応札者がなく、事業が中止となった場合もある。

② 政府実行計画による取組

他方、ESCO 事業については、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府実行計画⁸において、「ESCO 事業導入のフェーズビリティ・スタディを実施し、可能な限り幅広く導入する」こととされ、具体的には、政府実行計画地球温暖化対策推進本部幹事会申合せにより、「延床面積が 5,000 m²以上の建物」かつ「建築年数が 10 年以上経過している建物」について、早急に簡易 ESCO 診断を実施することとされている。このフォローアップのため、全国の政府の機関における簡易 ESCO 診断の実施状況、及び中央官庁庁舎のみであるが簡易診断結果に基づく省エネ改修の実施状況を調査している。

平成 22 年度の実施状況調査によると、回答のあった 2,342 機関のうち 253 機関（10.8%）の 268 施設において簡易 ESCO 診断が実施されている。また、中央官庁庁舎 201 機関のうち 10 機関において簡易 ESCO 診断に基づき省エネ改修を実施しているとの結果になっている。

表6 省エネ診断及び省エネ改修事業の実施状況（政府実行計画実施状況調査）

省エネ診断等項目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
回答機関数 ^{注1}	2,097	2,336	2,308	2,342
うち省エネ診断実施	427	413	171	253
施設数	864	746	252	268
省エネ診断実施率 ^{注2}	20.4%	17.7%	7.4%	10.8%
延床面積（万m ² ）	1,597	1,795	1,701	1,923
施設数	11,847	11,565	11,117	10,701
簡易ESCO診断実施 ^{注3}	—	—	223	201
うち省エネ改修実施	—	—	7	10

注1：全政府機関のうち回答した機関

注2：省エネ診断実施率は回答機関に占める省エネ診断実施機関割合

注3：中央官庁庁舎のみに対する設問（平成21年度及び22年度）

（3）課題と方策

平成 20 年度以降、環境配慮契約法に定められた省エネルギー改修事業（ESCO 事業）は、独立行政法人等が 13 件実施されたのに対し、国の機関においては実施され

⁸「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 19 年 3 月 30 日閣議決定）。なお、政府実行計画の対象は政府の行政機関（本府省庁、地方支分部局等）である。

ていない。一方、政府実行計画に基づく簡易 ESCO 診断は着実に実施されており、当該診断結果に基づき、改修が必要な施設等については、順次省エネ改修が行われているところである。

上記（２）のとおり、省エネルギー診断等の結果、ESCO 事業として成立しない場合にあっても、省エネ改修や省エネルギー設備・機器の導入等は適宜実施されており、庁舎・施設等における省エネルギー対策は着実に進展していることから、今後とも施設等に応じた適切な省エネルギー対策を実施していくことが必要である。

また、ESCO 事業として成立しない場合、さらに小規模で簡易 ESCO 診断等が実施されていない施設等においては、ソフト面の省エネルギー対策である省エネチューニングの有効性について広く普及していく。

なお、次年度の契約締結実績の調査に当たっては、ESCO 事業の実施に係る障害・課題等について把握を行うとともに、環境配慮契約法に基づく ESCO 事業には該当しない省エネ改修等の実施状況についても、併せて把握することとする。

5. 建築物の設計に係る契約

国及び独立行政法人等における建築物の設計に係る契約の現状、課題及び今後想定される対応については、以下のとおりである。

（１）契約締結実績と評価

国及び独立行政法人等の建築物の設計に係る契約締結実績は、表 6 のとおりである。

新築の場合の設計業務の総数及び大規模改修工事における環境配慮型プロポーザル方式の実施件数については、平成 22 年度から把握している。

環境配慮型プロポーザル方式の実施件数は平成 20 年度 276 件、21 年度 307 件、22 年度 215 件、23 年度 279 件となっている。また、平成 22 年度においては建築物の建築（新築）に係る設計業務 190 件中のうち 124 件（63.3%）、23 年度においては 220 件のうち 142 件（64.5%）が、環境配慮型プロポーザル方式を実施している。

環境配慮型プロポーザルを実施しない理由としては、「温室効果ガス等の削減について、設計上の工夫の余地がほとんどない」と判断される場合、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」に該当するケースが多くなっている。

表7 建築物の設計に係る契約の締結実績

区 分	内 訳	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
国の機関	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	—	—	66件	51件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数※	43件	55件	30件	23件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	—	—	45.5%	45.1%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	—	—	5件	5件
独立行政法人等	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	—	—	130件	169件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数※	233件	252件	94件	119件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	—	—	72.3%	70.4%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	—	—	86件	132件
合計	建築物の建築（新築）に係る設計業務総数	—	—	196件	220件
	うち環境配慮型プロポーザル方式の実施件数	276件	307件	124件	142件
	環境配慮型プロポーザル方式の実施割合	—	—	63.3%	64.5%
	大規模改修工事の環境配慮型プロポーザル方式実施件数	—	—	91件	137件

※平成20年度及び21年度は環境配慮型プロポーザル方式の実施件数

（2）環境配慮契約が困難な理由

一定以上の建築物の設計業務を件数について発注実績のある機関は限られていることから、発注件数の多い国の機関、独立行政法人、国立大学法人等を調査対象機関として選定し、環境配慮契約が困難である理由等に関する調査を実施した。その結果、以下の理由があげられた。その結果、環境配慮契約が困難である理由等としては、上記（1）に示した理由が多くなっている。また、以下の理由も環境配慮型プロポーザル方式の実施に当たっての要件としてあげられている。

- 環境配慮型プロポーザル方式の実施体制の整備、評価のためのノウハウや専門知識が必要となることから現状では困難。提案内容を評価・判定できる支援ツールが必要（独立行政法人等）

（3）課題と方策

平成22年度及び23年度ともに新築の設計業務については、約3分の2が環境配慮型プロポーザル方式による設計業務の発注が行われており、相応の評価ができるものと考えられる。

一方、環境配慮型プロポーザル方式が行われない場合の適用除外となる「温室効果ガス等の削減について設計上の工夫の余地がほとんどない」と判断される場合、「設計業務発注前に多くの項目について意思決定がなされ優先されるべき事項が決定している事業」に該当する場合に該当する設計が多くなっている。

建築物は長期にわたり供用されるものであることから、設計段階における環境配慮が不可欠であり、環境配慮型プロポーザル方式の実施が極めて重要である。しかしながら、プロポーザル方式の実施に当たっての実施体制の整備、評価・判定等が課題としてあげられていることから、関係機関と協議の上、どのような支援が可能であるか、検討を行うこととする。

(参考)

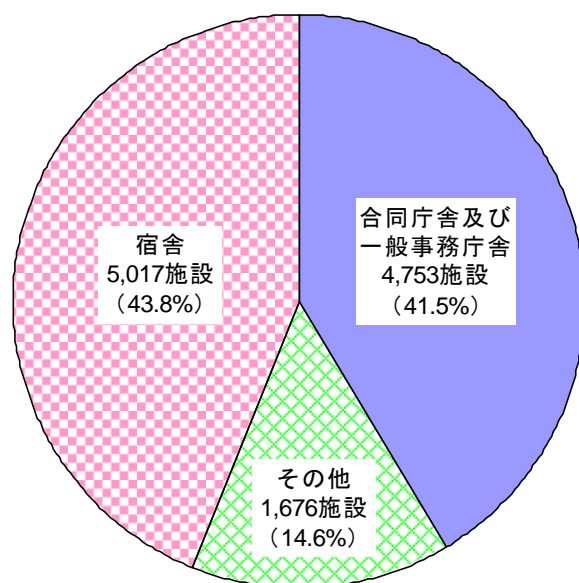
国の機関の建築物の現況について

国土交通省では、「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、国家機関の建築物等の保全の適正化を推進しており、その一環として、「国家機関の建築物等の保全の現況」をとりまとめている。以下は、平成24年3月に国土交通省大臣官房官庁営繕部より公表された平成22年度調査結果から該当箇所を抜粋・集約したものである。

1. 用途別施設数

平成23年3月現在における調査実施施設数は、11,446施設であり、その内訳は、事務所系（合同庁舎及び一般事務庁舎）が41.5%、宿舍が43.8%、その他（文化施設、教育研修施設、試験研究施設、厚生施設、検査指導施設等）が14.6%となっている（参考図）。

また、調査対象の各施設の主要な建築物を築年別に分類すると、庁舎等（事務所系及びその他）のうち、建築後10年以下は10.4%（671施設）に対し、建築後30年を経過した建物が52.3%（3,360施設）を占めている。宿舍は10年以下の建物は6.4%（321施設）、30年を経過した建物は52.8%（2,650施設）である。



参考図 用途別施設数

2. 規模別施設数及びエネルギー消費量

上記1の庁舎等のうち、延面積が明らかな6,191施設について面積規模別の施設数及び一次エネルギー消費原単位を示したものが、下記の参考表である。

参考表 規模別施設数及び単位面積当たり年間一次エネルギー消費量

施設の規模 ^{注3}	庁舎等 ^{注1}		エネルギー消費量 ^{注2} (MJ/m ² ・年)
	施設数	割合	
延面積1,000m ² 未満	3,214	51.9%	981
延面積1,000~2,000m ²	1,201	19.4%	989
延面積2,000~3,000m ²	512	8.3%	972
延面積3,000~6,000m ²	619	10.0%	1,123
延面積6,000~10,000m ²	260	4.2%	1,297
延面積10,000~30,000m ²	275	4.4%	1,297
延面積30,000m ² 以上	110	1.8%	1,297
合計/全体	6,191	100.0%	1,015

注1：合同庁舎、一般事務庁舎及びその他（6,429施設）のうち、延面積の明らかな施設

注2：合同庁舎及び一般事務庁舎（4,536施設）の1m²当たりの年間一次エネルギー消費量

注3：エネルギー消費量の施設の規模は「〇〇m²超・〇〇m²以下」

① 規模別施設数

庁舎等については、1,000 m²未満の施設が半数以上を占め、他方 3,000 m²以上の施設は約 20%となっている。また、庁舎等の施設数の推移をみると、平成 18 年度調査において 2,000 m²未満の施設は 6,925 施設中 5,073 施設 (73.3%) であったものが、平成 23 年度調査では 6,191 施設中 4,415 施設 (71.3%) と規模の小さい施設が減少傾向にある。

② エネルギー消費量

合同庁舎及び一般事務庁舎の建築物の年間エネルギー消費量の平均値は、全体で 1,015MJ/m² (前年度 1,033MJ/m²) となっている⁹。

なお、3,000 m²以下の施設では 1,000MJ/m²を下回っているが、大規模な施設になるほどエネルギー消費原単位が増加する傾向にある。大規模な施設には、中央官庁や一次出先機関等が多く、また、事務庁舎であっても運用時間が長い等のエネルギー使用量の大きい庁舎が多いことが考えられる。他方、合同して集約することの効果により、面積が効率的に使用されるため、単位面積当たりのエネルギー密度が高いこともあげられる。

⁹ 一般社団法人日本サステナブル建築協会の「非住宅建築物のエネルギー消費量に係わるデータベース」によると、平成 21 年度調査における建物用途別単位床面積当たり年間一次エネルギー消費量は官公庁が 1,231MJ/m²・年となっている。

なお、代表的な建築物の用途別原単位は、事務所が 1,645MJ/m²・年、デパート・スーパーが 4,298MJ/m²・年、ホテル・旅館が 2,535MJ/m²・年、病院が 2,400MJ/m²・年、大学・専門学校が 883MJ/m²・年、研究機関が 2,262MJ/m²・年、劇場・ホール 1,101MJ/m²・年などとなっている。